



給与支払報告・特別徴収に係る給与所得者異動届出書

◎異動があった場合は、速やかに提出してください。＊複数使用の場合はコピーしてください。

事業所の名称や所在地・書類送付先が変更となった場合には、
「特別徴収義務者の所在地・名称変更届出書」を提出してください。

①	(宛先) 足立区長 収 受 印 1.R5年度 2.R6年度 3.R7年度 年 月 日 提出 ※ 年度ごとに課税地が異なる場合は、 それぞれの自治体に提出してください。	(特別徴収義務者) 給与支払者	住所(居所) 又は所在地	〒										特別徴収義務者 指定番号			
			氏名 又は名称											特別徴収税額通知書 記載の整理番号			
			代表者の 職・氏名											担当者 連絡先	部署		
			法人番号												氏名		
															電話		
給与所得者			(ア)	(イ)	(ウ)	異動 年月日	異動の事由	異動後の未徴収税額の 徴収方法									
フリガナ			特別徴収税額 (年税額)	徴収済月 徴収済額	未徴収月 未徴収税額 (ア)－(イ)												
氏名	旧姓 ()		円	月分	月分												
生年月日	大・昭・平	年 月 日	円	月分	月分												
1月1日現在の 住所			円	円	円												
給与の支払を受けなくなった後の月割額(未徴収税額)を一括徴収する場合は、②-2の欄にも記入してください。 1月1日から4月30日までの間に退職等をした者に未徴収税額がある場合は、一括徴収することが法令で定められています。			死亡の場合で相続人が判明している場合は、④に記入してください。														
② 1	一括徴収しない理由		〔一括徴収とは〕 退職者等の未徴収税額の全部を最後の給与、退職手当等から差し引いて納入する方法 (納入期限：②-2 徴収予定日の翌月10日)			相続人の氏名等											
	1 異動が 年12月31日までで、 一括徴収の申出がないため					氏名			続柄								
	2 異動が 年1月1日以降で、 他の事業所で特別徴収継続の希望があるため					住所											
	3 給与支払予定額が、未徴収税額以下のため					電話											
	4 死亡による退職であるため																
②-2 徴収予定日			②-1 一括徴収予定額														
			円														
			(ウ)の金額に一致														
転勤(転職)等による特別徴収届出書 ＊誤読を避けるため事業所名には必ずフリガナをつけてください。																	
③	新しい勤務先の特別徴収義務者指定番号 (新規事業所の場合は、新規を○で囲んでください)		新規	担当 部署	新規の場合は、 いずれかを○で囲んでください		納入書 要・不要										
	新しい勤務先の 住所(居所) 又は所在地		〒	担当者	新しい勤務先では		月分										
	フリガナ			連絡先	徴収し、納入します。												
	氏名 又は名称			転勤先受給者番号													
	代表者の職・氏名																
法人番号																	
※ 市区町村記入欄																	
/ 税額11 / 税通・納入書・しおり 送付 BT ☐ 当初通知(個人・会社)添付有 ☐ 特徴納入書添付有(月) ☐ 督 添付有 ☐ 普徴通知添付有 ☐ 年度給報添付有 / 控送付 その他																	
現年度 No. 併徴 年ト																	
新年度 No. 併徴 年ト																	
その他連絡事項																	

【提出先】 〒120-8510 足立区中央本町1-17-1 足立区役所区民部課税課